

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 4 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、協会の顧客が行うインサイダー取引を未然に防止する観点から「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」において、協会に対して内部者登録カードの整備を義務付けるとともに、J-IRISS（上場会社の役員等の照合システム）を運営し、協会の内部者登録カードの更新に資する情報を提供している。

J-IRISS の現行システムの契約期間が令和 8 年 5 月をもって満了することを機に、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」の下部に設置した「J-IRISS システム検討に関するサブワーキング」において、より効率的・実効的な情報提供の手段について検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング及び同サブワーキングにおいて、新たな情報提供の手段として、本協会から定期的に上場会社の役員等の情報を協会に提供する方法を採用することとされたことを踏まえ、その情報提供の手段の実施に関する整備のため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

- (1) 協会は、顧客（法人を除く。以下同じ。）に上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行い得る顧客が存する場合には、本協会に対して役員等情報データベースの提供の申請を行わなければならないこととし、本協会は、申請を行った協会に対し、毎年 4 回役員等情報データベースを提供することとする。

（第 15 条の 2 第 1 項、第 2 項）

- (2) 協会は、上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行い得る顧客について、顧客カードに記載された顧客の氏名及び生年月日を、年 1 回以上、本協会から提供を受けた役員等情報データベースと照合しなければならないこととする。

（第 15 条の 2 第 3 項）

- (3) 協会が、役員等情報データベースに記録された情報に比して、情報の量及び信頼性が同程度である情報が記録された代替データベースを保有している場合は、役員等情報データベースに代えて、当該代替データベースと照合できることとする。この場合において、協会

員は、当該代替データベースが本協会から提供を受けた役員等情報データベースと同程度の情報の量及び信頼性を有するものであると判断した理由を記録し、保存することとする。

(第 15 条の 2 第 4 項)

(4) その他所要の整備を行う。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和 8 年 5 月 25 日から施行する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：令和7年4月15日(火)から同年5月14日(水)17:00まで(必着)

② 提出方法：郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

日本証券業協会 自主規制企画部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=21>

(2) 意見の記入要領

件名を「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則の一部改正に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03-6665-6769）

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 7 年 4 月 15 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（役員等情報データベースへの照合等） 第 15 条の 2 協会員は、<u>当該協会の顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）に金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行い得る顧客が存する場合、本協会に対し、役員等情報データベース（次項の規定に基づき本協会が協会員に対し提供する上場会社等の役員等の情報が記録されたデータベースをいう。以下同じ。）の提供の申請を行わなければならない。</u> 2 本協会は、前項の規定により申請を行った協会員に対し、<u>毎年 4 回、役員等情報データベースを提供するものとする。</u> 3 前項の規定により本協会から役員等情報データベースの提供を受けた協会員は、<u>第 1 項の売買等を行い得る顧客について、顧客カードに記載されている当該顧客の氏名及び生年月日を、年 1 回以上、当該役員等情報データベースと照合しなければならない。</u> 4 前項の規定にかかわらず、協会員が、<u>役員等情報データベースに記録された情報に比して情報の量及び信頼性が同程度である情報が記録されたデータベース（以下「代替データベース」という。）を保有している場合は、当該協会員は、役員等情報データベースに代えて、代替データベースと照合することができる。この場合において、協会員は、代替データベースに記録された情報の量及び信頼性が同程度であると判断した理由を記録し、保存するものとする。</u> 5 協会員は、<u>第 3 項又は前項に規定する照合の結果を踏まえ、顧客が上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。</u> 6 協会員は、<u>第 2 項の規定により本協会から提供を受けた役員等情報データベースを前条に規定する内部者登録カードの</u>	（J-IRISS への照合等） 第 15 条の 2 協会員は、<u>金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年 1 回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならない。</u> （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） 2 協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、<u>上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。</u> 3 協会員は、<u>第 1 項に規定する照合の結果、J-IRISS から情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カード</u>

改 正 案	現 行
整備等以外の目的で使用してはならない。 付 則 1 この改正は、令和 8 年 5 月 25 日から施行する。 2 この改正後の第 15 条の 2 第 1 項の規定による申請を行おうとする協会員は、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、本協会が別に定めるところにより、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、施行日において当該規定により行われたものとみなす。	の整備等以外の目的で<u>当該情報</u>を使用してはならない。